

平成21年12月 勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成21年12月11日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君 兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 工事請負契約の締結について

議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

- 議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

- 請願第4号 非核三原則の法制化を求める意見書提出に関する請願
請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願
陳情第2号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情
陳情第3号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情
陳情第4号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成21年12月11日（金） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 工事請負契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しまして議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 議案第53号 工事請負契約の締結について、この件で、説明は15社、この入札に参加したと。そして、平成21年、22年に工事を行うと。9割が平成22年度と。この金額につきましては2億2,401万7,500円。この15社がどういう方法で入札をしたか、競争なのか、指名なのか。それにつきまして、上限金額、最低金額内でどのようにどうしたのか。決算でも出

ているように、その決算の資料を見ますと、今までの入札の落札率が95%以上の物件が多いわけですね。今、民主党政権だからじゃないんですけど、私も当時からこの入札率とか、原価をどう押さえるか、その辺は議会でさんざん言ってきた面もあろうかと思えます。そういう意味を踏まえても、この入札執行率とかをどのようにどうされて決められたか。この何点かをご説明、お願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず初めに、今回の予算の関係でございますけれども、9月定例議会におきまして、工事の進捗率が1割ということで、全体工事費2億7,741万円の1割分を計上させていただいたところです。そのときに平成22年の継続費ということで2億5,966万9,000円、このうち1,000万円につきましては設計管理業務委託料分でございますので、実質的には平成22年度の工事相当分につきましては2億4,966万9,000円ということになります。いずれにいたしましても、工事費全体で2カ年で2億7,741万円ということでございます。

15社の入札の方法と申しますか、入札についてどのような手続を踏んで執行したかということになるわけでございますけれども、まず10月13日に指名審査会、これは委員長が副市長、総務、都市建設、農林水産、水道、財政、各課長が構成員になっておりますけれども、6名の構成員の委員会がございますので、こちらに参加資格要件、今回の入札につきましては一般競争入札ではございますが、工事实績であるとか、企業の経営状況であるとか、一定の制限を設けた形をとっております。その制限要件についての審査のお願いを10月13日にさせていただきました。

その後、要件を決めましたので、所定の決済を受けた後に、工事の公告、公に示した告示をし、業界の専門誌にも工事についての公告をし、市のホームページ上にも公告をし、募集をかけたわけでございます。これが10月16日になります。

その後、各社より入札参加資格申請の受け付けを10月26日まで行いました。このときに15社から申し込みがございましたので、その15社につきまして、再度、指名審査会を開いて、どういった業者が来ているのか、改めてもう一度、適格性につきまして審査会を11月2日に開き、審査をお願いしたところです。

結果的には、その15社、すべて資格要件的なものについては問題がないということで、15社につきまして11月6日付で参加資格の決定通知を送付いたしました。

その後、工事内容について質問等があれば受け付けますということで、11月16日まで工事内容についての質問を受け付けたという手続を踏んでおります。

その後、質問に対する回答も11月19日までに各社に均一に知らせ、11月25日に入札を執行し、仮契約を27日に結んだ上で、今回、議案としてご審議をいただくという手続を踏んでおります。

価格の面でございますけれども、先ほど工事費、2カ年で2億7,741万円ということで申し上げますけれども、予定価格につきましては、再度、現在の建設業を取り巻く、資材等の状況、あるいはそういうものを加味いたしまして、予算の価格よりも5%引き下げました2億6,355万円を予定価格とさせていただきました。同時に、最低制限価格、これは予定価格の85%になりますけれども、予定価格の85%、税込みでございますと2億2,401万7,500円、税抜きで申し上げますと、2億1,335万円になるわけでございますけれども、ただ、入札につきましては税を入れたり入れなかったり不均一になるといけませんので、統一的に、当日の入札につきましては税抜

き価格で入札を執行しております。したがって、最低制限価格は2億1,335万円になるわけですが、入札を執行したところ、15社中14社が最低制限価格2億1,335万円の札を入れてきました。1社がそれより上回る、税抜きで申し上げますと2億1,900万円でした。結果的には14社の抽選により、今回、上げてあります浅沼組が落札をしたということでございます。この落札価格2億1,335万円に消費税相当分を加えましたものが2億2,401万7,500円、これが今回、議案として上がりました契約金額ということになります。

私どもも予定価格の85%が最低制限価格でございましたので、その近くに来る企業は結構あるのかなと思っておりましたが、やはり、そうになりました。ただ、建設業を取り巻く環境が非常に悪いという一つのあらわれなのかもしれません。12月10日付で7月から9月期のGDPの公表がされておりますけれども、GDP全体では0.3%上向いております。4月から6月に比べると0.3%上がっておりますけれども、住宅投資7.9%ダウン、ある設備投資2.8%のダウン、公共投資1.6%のダウンということで、建設業を取り巻く状況が非常に厳しいということで、そういう面で各企業とも企業努力の結果であると思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 実際、その予定金額の下値で14社が札を入れたということですが、業界の中でも抽選という形で、下値の2億1,335万円での落札価格。業者がなぜ仕事をする上で、抽選まで持ってくるのか、下値が決まって、最低価格で入れれば、何とかなるだろうという方法でしか考えてないと思う。私から言わせれば、コストとの相談ですが、それでも利益があるのか。当然、指名参加に入ってもらえるには、点数的なものもあって皆さん選ばれて出てきていますから、そこでの技術的配慮で、今の時世、入札が抽選だと。一般競争入札においても、どこの業者がどう入るか。

勝浦市も電子化になられたということも聞いて、当然、県も電子化の中で入札されています。そういう相手がわからない中で、最低値から最高値の幅の中でどう押さえるかを十分精査して入札させるべきじゃないかと思うわけですね。抽選だったら、同レベルの業者でありますから、それは問題ないにしても、果たしてそれが入札なのか。競争原理の中では、最高値と最低値の中で、本当に厳しい値段の最低値を決め、最高値は最高値でいいんですけど、その中で値段の範囲内で入札されるべきじゃないか。今の県においても抽選自体がおかしな話なんです。そういう意味もあるのかなと思って、私はこの質問に立っているんですけどね。私も今、特老の8億円ばかりの工事発注の中でも、県の指導で抽選だと。それはおかしいでしょうという話の中で言っているんですけど、補助金の問題ありますから、県はそれでも構わない。

そういう面でも、勝浦市も当然、設計価格において、それを十分吟味し、その中で市民の税をどう使うか。当時、聞いたと思うんですけど、補助率もあろうかと思えますけど、市のほうでも負担金の問題ありますので、国のほうは何らわからない仕分けの中で、仕分けだけじゃなく、今後は内容を調べての入札制度が必要じゃないかということでもあります。

設計者においても、1,000万円払うからには、県のほうの価格と市のほうの価格とありますけど、技術的に市のほうでもわからなければ十分検討してもらって、その辺の価格調整をする。従来ですと、資料を見ましても、はっきり申しまして、落札率は95%以上が多いわけですよ。そういう中で今回は85%のぎりぎりの中で入札してきた。

今後、市民会館、公民館とか、大きい工事も含まれています。次の一般会計の中でも豊浜小

学校の問題もあります。これは勝浦の予算から考えますと、1億5,000万円とか2億円とかいう数字は大きいです。公民館においても15億円、財政上の比率を考えても、その辺のパーセンテージをどう詰めるかが、当然ながら皆さんの使命だと思しますので、これ以上の答弁はよろしいですが、私なりの思いと皆さんの気持ちの中で、今後の行政運営をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 同じく議案第53号についてお伺いします。前段者の今の質問の内容を含めて、この議案に対する説明資料が今回、添付されていないわけです。こういう重要な契約案件を議案として出される以上は、説明資料を添付してほしかったと思います。

そこで、あえてお伺いしますが、今、15社による入札だということは伺いましたが、参考までにその15社の業者名を教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、応募のあった15社の各社につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、落札をいたしました株式会社浅沼組千葉営業所、これは営業所が千葉市ということですので、住所は千葉市ということになります。株式会社畔蒜工務店、本店が山武郡横芝光町になります。次が阿部建設、こちらも本店が旭市になります。株式会社新昭和は、本店が君津市になります。新日本建設株式会社は、本店が千葉市にございます。次に、大末建設株式会社千葉営業所、営業所が千葉市にございます。次に、大成建設株式会社千葉支店、千葉市に支店を有しております。次に、東洋建設株式会社東関東支店、支店が千葉市にございます。次に、飛鳥建設株式会社千葉営業所、営業所が千葉市にございます。次に、株式会社間組千葉営業所、営業所が千葉市にございます。次に、株式会社ハマダ千葉営業所、営業所が千葉市にございます。次が古谷建設株式会社、本店が横芝光町にございます。次が松井建設株式会社東関東営業所、営業所が千葉市にございます。次が村本建設株式会社千葉支店、支店が千葉市にございます。最後に、りんかい日産建設株式会社千葉営業所、営業所が千葉市にございます。以上、申し上げました15社より申し込みがあり、資格審査の上、点検した結果、入札参加業者として適正であるということで入札を実施したところでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、結局、今までの勤務時間が午前8時半から午後5時半のものを8時半から5時15分に変えるということだと思うんですけど、このことを別に否定する立場ではなくて、むしろ、勤務時間が短くなるわけですから、働く人にとって有利になるわけですから、もちろん賛成なんですけど、ただ、かつて論議したときに、時間短縮しても市民のサービスが低下しないような方向でやるんだという答弁がかつてあったわけですけど、たった15分と言うかもしれないけれども、5時半の閉庁と5時15分の閉庁では、場合によってはいろいろと齟齬を来すという市民も中にはいるだろうと思うんですけど、その点について、15分短くすることによって、市民サービスを低下させないというのは、どういうふうなカバーの仕方をするのかという点について伺いたいと思います。

議案第52号の市営住宅の関係ですが、これも結構なことで、私も前々から同じ市営住宅の中

で、確かに漁民専用のアパートとして建てただけけれども、しかし、実際には今、漁民で入って、漁民でなくなった人がそのまま継続して入っている事例もあるし、単に浜勝浦の敷地が漁業組合の所有地であるといっても、弾力的な運用をすべきだということは、かねがね主張していたところではありますが、ただ、ここで入居者の資格の第5条第5号、改正案として、「ただし、当該住宅に空室が生じ、かつ、漁業に従事している者による応募がない場合は、この限りでない」と。この条項によって、漁業者以外の者の入居に門を開いたと思うんですけど、実際問題、具体的には、この間の説明では、たしか7室、空室があると言っていましたね。そうすると、今のところないけど、入れちゃって、その後、漁業者で入りたいと来た場合にどうなるのかということが言えると思うんですよ、この条文だと。従事している者による応募がない場合とといったって、いつ応募があるかわからないでしょう。その辺は、運用の上でどういうふうにやっていくのか、ちょっと疑問なので、お答えいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。今回の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、職員の勤務時間につきましては、終業時間が17時30分から17時15分に変更となるところでございます。さきの勧告によりますと、この実施に当たりましては、これまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことを基本と考えるというようなことがうたわれているところでございます。

時間短縮によりまして、職員におきましてはワークライフバランスに寄与するところでありまして、仕事も家庭生活も充実が図られることとなります。トータルとして事務の効率につながるメリットを有すると考えております。職員一人ひとりが仕事の進め方、また、業務を点検する中で能率の向上に一層努めるよう努力しながら、現形の予算、定員の中で業務を遂行していくというのが基本的な考えであります。

今後、窓口関係につきましては、基本的には市役所本庁舎につきましては開庁時間が午前8時半から午後5時15分になるわけでありまして、ほかの公共施設につきましてもほぼ同様の対応となるわけではありますが、従来の住民サービスを配慮した窓口延長を一部の課では実施しておりますが、そのような部分につきましては、引き続き、継続につきまして担当課と協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、市営住宅管理条例の一部改正についてお答え申し上げます。今回の改正につきましては、入居者の資格要件の中で第5条第5号の中でただし書きをつけ加えさせていただきました。ここで、漁業に従事している者による応募がない場合は、この限りではないということで、漁業者以外の方でも空きがあれば入居できるということに、今回、一部改正をしようとするものであります。

議員ご質問の、一般の人が入って、その後で空きがなくて、漁業者が入居したいといった場合はどうするかというご質問だと思いますけども、これにつきましては、一般の方が入った場合に、この方たちを出すということは現状の条例ではできません。勝浦市営住宅管理条例の第33条で不正の行為によって入居した者とか、あるいは、故意に施設を壊した者とか、あるいは、家賃及び敷金の全部又は一部の徴収を不正の手段によって免れた者、そういった者以外は退去命令ができませんので、これにつきましては、次の部屋があくまで待つていただくということ

になります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 勤務時間のほうですけど、人勧も非常に虫のいい話の勧告で、時間は短縮しろ。しかし、それは住民サービスがダウンしないようにしろ。しかし、それはコストがかからないようにしろ。結局、突き詰めれば、15分間、ただ働きやれってことにつながっちゃうと思いますよ。この前の執行部の答弁では、たしか、時差出勤でこの辺はカバーしていくんですよと答弁していたじゃないですか。そのことは全然、今、答弁になかったんですけども、もうそれは頭にないのか。

8時半に来て5時15分、あるいは8時45分に来たら5時半で帰るとかというような部分と時差出勤の関係で出せば、それは労働時間もただ働きも解消できるし、時差出勤がいいか悪いかという大もとの根本の論議はあるにしても、少なくともただ働きは防げると思う。しかも、住民サービスの低下にはつながらないと思うんだが、今の答弁だと、その辺がよくわからないと思うんですけど、もう一度、答弁をお願いします。

市営住宅のほうですけど、今言っているのは、はっきり言って、何を言わんとしているのかわからなかったんですけど、例えば、漁民用に現実に7つあいているとすれば、1つないし2つはいつでも確保しておくとか、相残る空き部屋を漁民以外の人たちに提供するとか、そういうふうに担保しておかないといけないんじゃないかな。そういう手法を使ったほうが、むしろいいんじゃないかなと思うんです。でも、はっきり言って、今の勝浦市の住宅政策の貧困さから、1つや2つあけておくのはもったいないと言うのなら、満杯にしちゃうということも言えるかもしれないけど、しかし、漁民が優先して入るんだという漁民住宅という性格から言えば、そういうこともある意味うなずけるかなと思うんですけど、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。職員の勤務時間に関しましては、地方公務員法第24条に基づき規定しているところでございます。また、先般の国、県の勧告に伴い、県下56市町村、1村を除き、ほとんどの市町村で遅くとも来年の4月施行の予定となっております。

今回の勧告は、国及びほかの地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な考慮をされたい。また、勤務時間の短縮につきましては、職員の家庭や地域における生活の充実、また仕事と生活との調和に寄与すると、このように言われております。

職員の賃金水準に関しましては、基本的労働条件であります給与と勤務時間をトータルで決定される性質があると考えております。給与につきましては、従来より勧告に基づいた対応をしてきておりますので、勤務時間等につきましても、全国、あるいは県内の民間調査結果を踏まえた勧告でありますので、そのような対応をすることが適正な労働条件を確保するということにつながるのではないかと考えております。

また、窓口サービスの関係につきましても、従来より交替制等も含めまして窓口を一部延長している部署もでございます。今後とも施行までの間、組織内の業務の点検をいたしまして、重要度等を考慮の上、課単位で可能な部分につきましても対応してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。浜勝浦みなと団地の関係でございますけども、

1室につきましては、過去に災害等で緊急の場合で入所していただいたケースもございますので、議員おっしゃるとおり、1部屋につきましては、このような緊急時の対応方策としてあけることについて検討してみたいと考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 勤務時間の関係ですが、失礼だけでも、そもそも論については、私は課長と同じぐらいの知識は持っているつもりです。そもそも論はいいんですよ、労働者の権利としてのね。私は、別にやるなどと言っているわけじゃないんで、大いにやってくれと。どんどんどんどん本俸まで削っちゃったんだから、せめて時短ぐらいはやれという立場ですよ。そういう中で、人勧が言っている住民サービスも低下させない。しかし、そのためのコストは上げるなどということでしょう。経費かけるな。つまり、時間外勤務手当とか、そんなものを払って、余分にお金かけるなど。だけど、住民サービスは低下させるなど。だけど、時間短縮はやれと、こういう話でしょう。だから、勝浦市の職員の管理運営をどうしていくのかということ、具体的にどこはどうするんですかというのを聞いているわけです。そうすると、ある部署では、交替制勤務によって窓口を延長しているところもあると。今後、その辺はもうちょっと検討していきたいという答弁ですけど、いやしくも条例をこういうふうに提起しているんでしょう。4月1日からやろうとしているわけでしょう。その辺のところまで話が詰まってないで、議会に出してこられても困るわけです、もうちょっと詰めてからの話にしてもらわないと。そういう意味では、ある部署では交替制勤務と言っているけど、ある部署じゃなくて、せっかく時間短縮するんですから、きちっと時間短縮が守られるように、いやしくも働いている職員がサービスの労働をするとか、あるいは、時間が延びるような労働をするとか、そういうことのないように、統一的にきちっとやるということが確約されますか。それ1点だけ。されますかといっても、しなきゃ困るんですけどね。その辺、答弁をお願いします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答えいたします。今回の条例改正につきましては、職員の正規の勤務時間を変更することでございますので、勤務時間全体につきましては、条例改正後の17時15分を基本と考えているところでございます。

サービス関係につきましては、公務能率を一層向上する必要があるわけでございますが、仕事の進め方を点検しまして、最大限の能率を発揮するように努めたいと考えます。特に管理職員につきましては、業務運営のあり方を見直すなど、公務の能率的運営を確保するよう努力していく考えでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 議案第52号、前段者に続いて、若干、質問したいと思います。前段者も指摘したように、条例改正について、内部での検討が極めて不十分なまま出されてきたというような感は否めないんですね。市の職員の勤務時間の問題については、前段者が十分やりましたから、これは省きます。

漁民アパート、いわゆるみなと団地の問題、提案は全部一般に開放すると。指摘されたら1戸か2戸は安全の道を確保して残しておく。これは内部でどういう検討したのか、私は非常に不思議なんです。今ある5戸なら5戸、7戸なら7戸を開放してしまっただけで一般を入れたら、前段者の質問にあるとおり、後から漁業関係者が、おれ、入れてくれと言ったときにどうするん

だという問題は、当然起こるのです。この場合にどうするかということ、どういうふうを検討してきたのか、今の答弁を聞いたってよくわからない。

そこで、緊急性を見込んで1部屋でも2部屋でも空室のまま確保しておくのか。それほど勝浦市の市営住宅の状況というのは豊かなものなのか。入居者がいっぱいたまっている。1部屋でも2部屋でもあけておいたら、何であけておくんたという問題は、これはまた、逆に出てくると思うんですね。その辺をどういうふうに議論してきたのかということ、まず内部での検討がどういうふうに行われたのか、一つお聞きしたい。

もう一つは、昨日も児安議員のほうからも出されていたと思うんだけど、民間の武大生のアパートなり何なりを緊急避難的に確保して、そういう漁業関係者が出てきた場合には対応するというぐらいのことは議論がなかったのか。漁業労働者がどんどん減っていくのは、昨日も一般質問の中で出されていた。これから新しく漁業に従事するというのは、市は大歓迎でしょう。漁業振興という意味からも、そういう漁業従事者を大きく受けとめて受け入れる。その場合の住居はどうするのかというのは、単純に市民の住宅困窮を解決するというだけの問題じゃなくて、漁業従事者を市が受け入れる。恐らく、今、従事している人は、みんな家もあるし、年寄りばかりでしょう。今度やろうというのは、恐らく若い世代だと思うんですね。今はそういうのがないから、全部開放するつもりでやったんでしょう。出てきたらどうするんだ。待ってもらおうといたって、こんな片田舎に、ましてどんどん漁業従事者が減っていく中で、漁業に携わろうとして来る世代の人たちを受け入れる体制がなかったら、それは漁業政策とは言えないじゃないですか。だから、そういう場合には、基本的にみなと団地は一般に全部開放する。だけど、そういう人があらわれた場合には、市の責任において武大の寮なり、空室なり、あるいは民間のアパートなりを緊急避難的に借り入れて、これは漁業振興のための市の政策的な問題として受けとめて、みなと団地があくまで、そこで待ってもらおうというようなことまで議論してしかるべきだと思うんですね。それをあくまで待ってもらおう。その間、何するのか。高い民間のアパート代を払って、そこに住まなきゃいけない。そういうふうにして住んで、漁業をやっているような今の漁業の収入ですか。そうでなかったとしたら、そういうことぐらい、条例を提案するには、提案するようきちっとした内部の検討をして、こういう場合はこういうふうにしようとか、ああいうふうにしようとかというものを、きちっとした形で内部での検討をして、議会に提案するのが本来の姿だと思うんですけども、この点についてどのようにお考えか。

先ほど申し上げましたのは、内部での検討をどういうふうにしたか。今回は、今申し上げたように、どういうふうな姿勢で臨むべきだということについて、どのように見解を持っているのか、お聞かせいただきたい。最後の質問に対する答弁は、市長もしくは副市長にお願いしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。初めに、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。私も今回の条例改正につきましては、これまで漁業従事者しか入れないという条例になっておりまして、ご提案でも申し上げましたように、平成17年以降、漁業従事者は入っておりません。したがって、ほかの市営住宅につきましては待機者もいらっしゃるということで、少しでも開放しようということで、今回、条例改正をお願いしているところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、過去に災害等で急遽、

市営住宅に入りたいという方もいらっしゃいましたので、その人のためには1部屋あけておく必要があると私どもも考えておりました。

今回の条例改正につきましては、あくまでも一般の方も対象といたしますよという条例ですので、空きぐあいによって、今後、検討するようになりますが、ただ漁業者がすぐ入りたいため、今、いっぱいなので、あくまで待つといったこともあり得ますけども、その場合は極力、今、議員おっしゃいましたように、漁業振興のためにもほかのアパート等を紹介できれば、その辺は検討してみたいと考えております。

あくまでも、今回の条例の改正については、一般の方も受け入れるという条件ですので、1部屋あけておくことにつきましては、うちのほうも、漁業協同組合のほうも、できたら、そういう手はずをしていただきたいということですので、それに向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。条例改正の経緯等につきましては、課長からる説明したとおりでございます。確かに経緯といたしましては、我々といたしましては、今回の条例改正に当たりまして、現在の条例の第5条第5号全体を削除しようという考え方で、まず条例案を検討いたしました。そういう中で、組合のほうの強い要請もございまして、あくまでも漁業従事者も入居できるような改正をお願いしたいというような意向も伺いまして、今回、ただし書きのような、漁業従事者の希望がない場合はというような基本的な考え方で条例改正をお願いしたわけでございますけれども、先ほど前段者のほうからもお話がございましたし、ただいま水野議員からも質疑がございましたけども、そういうことで十分、内部調整はしたつもりでございますけれども、先ほど課長から1戸確保しておきたいということでございますけども、これは別に全面的に表に出すものでもない。ただ、組合のほうから、その辺の強い要請もございましたので、市の今までの経緯等もございまして、市といたしましても、表には出せませんけれども、そのような基本的な姿勢、考え方を持って応募に当たりたいと考えております。答弁になるかどうかわかりませんが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） みなと団地を一般に開放するという考え方について、私、賛成なんです。反対してるわけじゃないんです。何のために開放するかということも十分わかっている。だから、開放すること自体がいいとか悪いとかというんじゃないで、開放するに当たって、いろんな問題が起こってきたときに、どのように対処するのかということや内部でどのように議論しているのか、こういうふうに聞いたんです。内部で議論していれば、前段者の質問にスムーズに答えられるでしょう。

私の今の質問に対して、漁業協同組合との約束だから1部屋あけると。それはそれで守ればいい。1部屋で足りない場合はどうするんだという問題が出てくるんです。そのときに、今の課長の答弁だと、民間のアパートを紹介する。ところが、民間のアパートは6万円、7万円しますよ。みなと団地のアパート代の差額はだれが負担するんだという問題が起きます。だから、私が申し上げているのは、そういった場合には、今の社会状況からいって、若い人たちが漁業に従事する、よそから入ってくる、そういう中で住むところがない。だから、みなと団地に入りたい、こういう場合があったら、それに対して対応する。しかし、そのときに民間の人たち

でみなと団地が埋まっていたらどうするのか。その場合のことをどうやって議論しているのかということですが。

漁業協同組合としては、あけることは確認した。それはそれでいい。それは尊重すべきですね、双方で合意した事柄ですから。しかし、2部屋、3部屋が必要な場合にはどうするんだ、こういう問題だって起きてこないわけではない。だから、そういう場合には緊急避難的に、市の責任において住まいを保障すると。そして、みなと団地があくまでの間はやるというぐらいの内部の議論はなかったのかと、こう聞いているんです。1部屋あげようが、2部屋あげようが、同じことなんですよ。今、7つあいているとか5つあいているとかといいますけれども、これが満杯になる場合だってあるでしょう。今だって、漁業従事者が全部入っているんですか。そうじゃないでしょう。そういうふうには原則があるにしても、今、これは崩れている状況の中で、そもそもみなと団地がつくられた経緯からいって、漁業従事者の分はちゃんと確保しておかなきゃいけない。もう一方では、市民が住居に困っている。住まいに困っている、この兼ね合いの中での今の話ですから、それは新しく市営住宅をいっぱいつくればいいけど、つくれないような状況の中で、この問題をどう処理するのかということになった場合には、漁業従事者のアパートであっても、できるだけ一般に開放して、市民の不便を解消していく、その視点には賛成です。だけど、その結果生まれる漁業労働者がもし発生した場合の取り扱いについてはどうするのかということも十分内部で議論してしかるべきだろう。

そういう議論の上で、この問題が出てくれば、今のような答弁じゃないでしょう。もっとさっとした答弁を、前段者に対しても私に対してもしていただけたらと思っている。そういう点で、こういう条例について、提出するんだったら内部でしっかり議論してくださいよと、そういう意味です。

アパートの1部屋を確保するという漁業協同組合との合意については、私はそれはそうだろうと理解しますので、それは結構です。ですから、私の今回の質問の趣旨は、条例を出してくるときにはしっかり内部で議論をして、あらゆる場合を想定してやってくださいよというふうをお願いしているんですが、それは十分やられたのかということを知っているんです。もう一度、ご答弁をお願いしたい。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。漁業者が新たに入居を希望した場合の件ですが、これにつきましては、条例をご提案する前に、当然、市の内部で検討いたしました。先ほど申し上げましたように、1部屋につきましてはそういう緊急の場合、災害とか、あるいは漁業者の方で、ぜひアパートに入りたいと、みなと団地に入りたいという希望者が出たときのために、1部屋はあけておきたいと考えております。

ただ、これが2部屋、3部屋、いつ漁業者の希望があるかわからないところをずっとあけたままにはできませんので、とりあえず1部屋あれば、過去の実績から見て足りるかなと考えて、今回、ご提案申し上げた次第でございます。

なお、1部屋しかあいてないのに2人、3人重なった場合につきましては、今後はその辺をどうするかにつきましては、漁業協同組合とも協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 前々段者、前段者に引き続き、今のみなと団地のことで。私も正直、同じ疑問を持って、建設委員ですから委員会のほうでお話ししようと思ったんですけど、恐縮ですけど、お話しさせてください。

とにかく、あそこは公式的にはみなと団地、一般的には漁民アパートという名前で漁業従事者が主体となって入っているところなんです。今回、民間の方を入れる。私も空き室利用に関しては賛成のほうなんですけど、あそこはご承知のとおり、普通の市営住宅と比べますと、非常に立地条件のいい場所です。皆さんが、どこを選択しますかといったら、今の漁民アパートのみなと団地を選択してくると思うんです。ですから、私が危惧するのは、はっきり言って、一たん入居しちゃうと、もう出ることはないでしょう。

という中で、1部屋、2部屋あけておきますよということですが、あくまでも漁民のための団地ですから、その辺のことを勘案しますと、条例改正が必要なかわかりませんが、あくまでも特別措置として2年間の限定で住ませると。2年後には一般の公営住宅に、市営住宅に移ってもらう、そういうシステムのほうがよろしいんじゃないかなと。そうすれば、新たな漁業者が入りたいといっても、組合との調整があつてのことですから、最高で2年ですから、いついつまでお待ちくださいという期限がそこで切れるわけですね。ですから、そういう選択肢も一つあるんじゃないかと思います。

もう一つ、漁民ですから、朝早いです。そういった中で、そこに入ってくる民間の方とうまくやっていけるのかなという一つのそういう危惧もありますし、若い世帯が来たときに、夜遅くまでがんがん騒いでいけば、そこで漁民の人とトラブルがあつても行政が困るわけですし、その辺、入るに当たって、今までの市営住宅のように、はい、どうぞというわけにはいかないと思うんです。新規に民間の方を入れるらしたら、その辺はある程度合意してもらって、その辺はきちんと守るような指導、指導というと変ですけど、話が必要なと思うんですけど、その点、2つ、お答え、お願いいたします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の特別措置としての2年間なら2年間の限定の入居ということですがけれども、これにつきましては、現在の公営住宅法でもそこまでは規定しておりませんので、市としてもその考えはございません。

2点目の入居者の中で漁業をやっている方がいらっしゃいますので、その人が朝早く出漁するとかいった場合に、一般の人が寝ている間に出ていくのでトラブルがあるかもしれないということでしょうけども、これにつきましては、あくまでも漁業に従事している方のための住宅が中心であるということをご理解していただきまして、トラブルのないようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 公営住宅法の関係なら、これはいた仕方ございませんけど、条例で決められなければ、話し合いの中で特別ですからという形の中で、ある程度、一定期間、守ってくれなければ、これは仕方ないですけど、仕方ないで済むのかどうかわかりませんが、私は期限をできるだけ切っていく必要があるんじゃないかなと。

もう一つお聞きしたいのは、一般の市営住宅の家賃の関係、利便性だとか何とか、いろんな計数があつて複雑な形の中で家賃を決めているという話は承知しているんですけど、みなと団

地と一般の市営住宅との家賃の決め方というのは同じなんですか。その点についてお尋ねします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、限定措置としての入居について、入居者と話し合いで決めることは可能かどうかという問題ですけども、これにつきましては、現行の法律、あるいは条例の段階で、口約束で2年たったら出ていただきたいということについては、非常に難しい条件であると考えております。

家賃の関係ですが、基本的には公営住宅法に基づきまして積算しております。ただ、建物の構造、建築してからこれまでの年数、あるいは面積等によりまして、すべての住宅、それぞれ金額が違います。計算方法的には一緒なんですけども、今言いましたように、構造とか、あるいは、建ててから今までの年数、そういったいろいろな方法で計算しますので、単価はもちろん違ってあります。ただ、計算方法の主となるものは一緒です。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） とにかく言いたいことは、あくまでも漁業従事者の住宅であるということが前提なわけですから、今、空室が7つあったにしても、今後またそういう従事者の要望が入ってくることも想定できますので、その辺、漁業従事者にできるだけ支障のないような形で、またよろしく願いたいということで、終わりにします。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号及び議案第53号、以上2件は総務常任委員会へ、議案第52号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず最初に、総務管理費なんですけども、エコということで、工事請負費1,400万円の改築工事費ですね。これは電力というか、電気の消費が少なくなるように、庁舎全部の照明器具をかえる、あるいはまた、窓にフィルムを張って熱を遮へいするという説明がありましたけども、試算されていると思うんだが、現在までの消費電力と、この改善することによって金額的にどの程度の儉約になっていくのか、この点についてお尋ねをしたい。これがまず第1点。

第2点は、教育費の豊浜小学校の耐震補強大規模改修工事でありますけども、まず最初に言っておきたいのは、私はこのことに否定的な立場じゃなくて、むしろ、耐震工事なんてのはどんど

んやってもらいたいという立場での発言なんですけど、ただ、1億4,647万5,000円という工事請負費、あるいは委託料なども含めれば1億5,000万円前後の額のお金を12月補正であえて上げてきたという理由ですね。勝浦中が本年度と来年度の継続費で耐震工事をやりますよと、さっき契約関係が質疑されましたが、スケジュールというか、計画というか、そういうものの上に乗って予算計上がされてくるのが普通ですね。そういうことになると、スケジュールがあるとするならば、これは当初とか、そういうところから出てくるのが普通の場合ですね。

ところが、平成21年度の12月補正で、あえて1億5,000万円前後のお金が出てきたというのは、何か特別の理由があるだろうと思うんですが、その点について、あるいは、そういうスケジュール的なものはなくて、金が若干あるからよとか、補助金の関係で若干有利さがあるから、この辺で一発出すかなんていう話ではよもやないと思うんですが、その点についてお答えをいただきたい。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。環境配慮対応化改修工事費に伴います電力消費関係のご質問でございます。初めに、従来の電力使用量、電気代は幾らかというご質問でございますが、平成20年度実績で申し上げますと、1,226万269円、本庁舎において電気代がかかっております。主に照明、エアコン等、総合的な電気代ということでございます。

また、今回の措置によって、どのくらいの省エネ効果があるかというご質問でございますが、1つは市庁舎内の照明の一部事務室における蛍光灯につきまして、200基を環境配慮型照明に交換いたします。これに伴います効果は、年間65万5,200円と試算しております。なお、間接的な効果として、CO₂削減につきましては、この部分で12.2トンの削減が図られる試算でございます。

また、もう一方の市庁舎窓ガラスへ遮熱フィルムを貼付いたします。面積的には500平米でございますが、これによる省エネ効果につきましては、年間約27万4,545円の削減が見込まれております。なお、CO₂削減効果につきましては年間6.6トン、このような試算をしております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。勝浦中の工事と豊浜小学校の工事が決まった場合には来年度あたり、平行していくわけでございますが、これにつきましては大丈夫かというお話でございますが、教育委員会といたしましては、両方やっていきたいと考えております。

どうして12月議会に出したかということでございますが、これにつきましては、1点目ですが、9月に豊浜小学校の設計等の委託の予算を上げまして、現在、設計中でございます。

これにつきましては、当初、国の経済対策の一環としまして、平成21年に限り財源措置されておりました、その耐震事業を前倒ししてということで、県のほうから実施依頼がありました。普通は補助割合が3分の1程度なんでございますが、これにつきましては、県の緊急対策の計画のほうに載せると2分の1になるというようなことでお話がありましたもので、その辺を加味しまして、手を挙げましたところ、採択されました。そのような理由がありまして、本年度中の事業ということでございましたので、上げさせていただきました。

なお、繰越しにつきましても県のほうに相談して、了解をいただいております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） この温暖化対策は、単に財政的な問題だけじゃないから、そう一概には言えませんが、経費的には年間90万円ぐらいの儉約になると。仮に100万円としても1,500万円ですから、細かい話ですけど、15年たつてもとがとれるという計算になるんだが、しかし、蛍光灯をかえるとんでも、蛍光灯の耐用年数もあろうかと思うんだけど、それらとの関係、しかし、結構なことですから、それ以上は結構です。

教育費のほうですけど、49ページの工事費なんですけど、財源内訳が国県支出金で3,657万2,000円、地方債で1億1,480万円、一般財源で8万3,000円というようなことで内訳がなされておりますが、従来3分の1の補助率が、どういう対策費で何が2分の1に上がって、計数的にはここに当てはめていくと、従来だったらどういうことになったのかということで、もう一度、財政当局から答弁いただければと思いますが、財源内訳です。

もう一回、念を押して聞きますが、2カ年継続事業、つまり、本年度限りの特例ですよ。しかし、完成は継続事業でも、来年度でも構いませんよという話が今、あったと思うんだが、念のためにもう一回、聞こえるようにお願いしたい。以上。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。初めに、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の豊浜小学校の耐震補強及び大規模改修につきましては、先ほど教育課長からもご答弁ございましたけれども、9月補正予算で地域活性化・経済危機対策臨時交付金、この交付金を活用いたしまして予算計上させていただきました上で、現在、設計業務を実施中でございます。本来であれば、設計業務が完了後にきちっとした事業費を積算した上で予算を上げるべきところでございます。ただ、今回につきましては、先ほど教育課長からお話がありましたように、補助率が従前であれば、3分の1のものが2分の1というような県のほうの内諾をとれたということで、今回、12月補正予算に、あくまでも概算事業費でございますけれども、計上させていただきました。

この後、本来ですと3月補正予算に確定事業費を組めれば一番いいんですけども、実際、学校の耐震関係につきましては、県のほうの審査会等もあって、その事業費の検討等もありますので、実際、3月までにできるかどうか、現在では未確定でございます。ただ、少なくとも、3月段階で平成22年度への繰越明許をして、翌年度に繰り越すことが見込まれます。恐らく、そうなると思います。ただ、あくまでも補助金、あるいは財政面を考えますと、現在やっておくことが一番いいのではないかという結論のもとで、今回、12月補正予算に計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） 今のご質問にお答え申し上げます。当初、本年度の夏休み前に県のほうから話が来ておまして、県内の各市町村、今年度限りの予算だというようなことでございまして、ただ、県のほうはとにかく今回、耐震化率を上げることもありますので、その辺で、さっき財政課長からお話がありましたけど、補助率が3分の1から2分の1になりますということで、どんどん手を挙げてくださいというお話がございまして、うちのほうも平成24年度以降に計画しておりました豊浜小学校の耐震化につきまして手を挙げたわけでございます。

その中で、1年間で設計、工事、当然、その年度で終わるということも前々から見えていたような次第でございまして、それにつきましても、県と相談しながら、来年度に延ばして工事をやっていくという方向で許可を受けておりますので、そういうことで進めていきたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 締めくくりに、答弁をまとめるような感じで発言しますが、最初から繰越明許を想定しながらというのは常態ではないと思うんだけど、最大の目的は、補助率が3分の1が2分の1になるよと。だから、この際、特別な事情の中で、ここへあえて、今回は、普通の状況ではないけれども、出してきたと、こういうふうに理解していいんだと思うんだけど、それでよろしいか。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） ご理解、ありがとうございます。私よりもまとめ方がお上手で恐縮しております。そういうことでございますので、今回は特別な場合ということでご理解いただきまして、また、今後とも学校の耐震化等につきましてはご協力いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今、前段者からあったように、総務費の1,400万円の件、蛍光灯の耐用年数等の話でこれを組まれたのか。あるいは、今、環境重視の中のCO₂の削減、これは1990年度比25%の問題は国会の話でありますけど、先ほど12.2トン、6.6トンというCO₂の削減の中で、勝浦市も当然、エコカーとか、この辺の問題を加味しながら、1,400万円がどういう流れの中で来て、この省エネのフィルムと車、あるいは、今後、当然、中学、公共施設の問題等ありますが、その辺の方向性がどのようになっていくのかをお示し願いたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。今回の実施計画に当たりまして、この事務的な流れというご質問でございます。今回、国の経済対策といたしまして、平成21年度補正予算で547億円が創設されまして、これに県の基金として地方公共団体等がこれを取り崩し活用するというような資金運用になっております。

本市におきましては、6月に県から初めて説明会がございまして、その後、県とヒアリング等を実施してまいりまして、8月17日に配分額が初めて示されたところでございます。

その後、補正の執行停止の動きもある中、本件につきましては影響がなかったことを受けまして、11月5日に内示がございましたので、今回、予算に提案をさせていただいたところでございます。

なお、本件の省エネ効果等につきましては、先ほどご説明したところでございますが、国全体の温暖化対策にかかわる部分につきましては、現時点では総務担当といたしましては、わからないところでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） 今後のこの基金に対しましての公共施設への方向性ということでありまして、これは先ほど総務課のほうからも話がありましたように、国の平成21年度補正予算として経済危機対策として基金を創設しまして、それを補助金として交付するというところでございますけども、この基金につきましては、あくまでも平成21年度から23年度までの3カ年の時限的な基金でありますので、当面は今回の総務で予算要求いたしました照明器具の改修及び遮熱フィルムの貼付ということでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今の流れはわかりました。これに伴う事業の中で、庁舎はこれでよろしいかと思えます。確かに、6月の570億円の県の話から始まって、これが切れなかったからこうだと。前に土屋議員も言われた経済対策について、県のほうから話もあった中での1,400万円の話の省エネ対策含めた事業計画だと思っんですね。ただ、今、環境問題が騒がれている中で、COP15も行われている中で、首相も行っていますけど、よその自治体はエコカーの導入を進めています。今、総務課長は、これしかわからないみたいな話を言われましたけど、一つその辺を踏まえて、今後の自治体、あるいは民間もその方向に向かっていくと思っんですね。そういう中で、公共施設等のエコに対する認識をどのように考えていかなければいけないかという問題があるかと思っんです。

そういう中で、今の12.2トンのCO₂の削減ということですか、ああ、やってくれているんだなと思っ面があるわけです。そういう面から考えまして、勝浦全体の皆さんの認識の中で、このエコの問題をどう図っていくか。今後の対策的なものを、予算化の中でどうしていくかというものも、将来を見据えた段階で考えていかなければいけないと思っんです。

そういう中で、この公共性に対するエコの問題の取り計らいは、課長に聞いてもわからないと思っんで、市長をお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 世界に向かって25%削減という話を、実際の我々の生活の中からあぶり出していくエコの活動というのは並大抵の問題ではないと。市民生活も協力するようにしていかなければ、むろん企業の大きな努力も必要ですし、国家的な努力も必要だと。そういう観点から、自治体としての認識と申しますか、良識というものは、市民生活に及ぶ、その前に一つの例として示すべきだと、そういう考えでございます。したがって、これから先、具体的なCO₂削減については、自治体も自治体なりの観点から地域のCO₂に対する考えをリードしていく必要がある。そういう観点を将来の方針として持ちたい、持っておくべきと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 私のほうから2点ほどお伺いします。まず、豊浜小学校の工事関連ですけれども、これの歳入で国庫支出金と市債を予定されていますが、これの補助率と起債の充当率について、9月補正でやった勝浦中と比較しますと、補助率が勝浦中が3分の2、豊浜が今度、2分の1だと。起債の充当率で申しますと、勝浦中は90%、今回の豊浜小が100%。同一年度でやる補助事業に対して率が変わった理由をまずお聞きしたい。

2点目は、今回、市債を発行します。豊浜小は1億1,480万円、勝浦中についても90%の充当率で起債を発行します。これに対する後年度の国からの財政的な措置があるのかどうかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。補助率の変更理由につきましては、県のほうの関係もございますので、後ほど教育課長からお答えがあろうかと思っんですが、歳入面で起債の関係でございますけれども、今回、1億1,480万円、起債をさせていただき予定でございますけれども、一応、起債充当率100%で見込んでございます。義務教育施設でございますので、充当率は非常に高いということで、また、今年度の交付税措置につきましても、現行の制度が継続さ

ればということですが、交付税制度の中では義務教育施設につきましては交付税措置がされると理解しております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 起債の充当率ですが、今回、豊浜小100%なんです、勝浦中学校の場合、90%ということだったと思うんですよ。その辺の違いはどうか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） 補助率のことについて申し上げます。勝浦中学校につきましては、実工事費からの割合になっておりまして、豊浜小学校につきましては、国のほうで算定基準というものがございまして。算定基準といいますと、1平米当たりの補助率が決まっております。まず耐震補強につきましては1平米当たり2万6,500円ということで、その2,015平米分、大規模改修につきましては、1平米当たり9,800円の補助単価と決まっております。その2,015平米分のそれぞれの額の2分の1ということになっておりまして、合計が3,675万2,000円になっておりますので、その辺の違いが、勝浦中のほうは実工事費に対する割合と。今回の豊浜小学校につきましては、算定基準がありまして、1平米当たりの単価がもとになっておりますので、その辺が違うということになっております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。勝浦中学校の耐震化等の工事と豊浜小学校の耐震化工事の違いにつきまして、補助率、あるいは交付税措置等含めまして説明をさせていただきます。

初めに、補助率の関係でございますけれども、勝浦中がIS値が0.29、0.3未満でございます。一方、豊浜小学校は0.3。このIS値によりまして補助率が違います。0.3未満ですと、通常ですと2分の1に対して、現在、国のほうで耐震化を進めておるということで、本年度限りとなりますが、補助率が2分の1から3分の2に引き上げになる。それと、豊浜小学校につきましても、IS値0.3でございますが、通常ですと3分の1補助率でございますが、これが本年度限りでございますが、2分の1に引き上げになるということの違いでございます。

2点目の起債関係でございますけれども、勝浦中につきましては、財政融資資金、通常分で75%、同じく財政融資資金でございますけれども、財源対策債の扱いになりますので、これで15%上積みになります。したがって、合計90%ということになります。

交付税措置につきましては、勝浦中の場合ですと、通常分のほうが交付税が70%、上積みであります財源対策債分が50%という交付税措置になっております。一方、豊浜小学校のほうは充当率100%になっておりますが、これも同じように政府系の財政融資資金でございますが、ただ、これにつきましては国の第1次補正予算の安心・安全な学校づくり交付金に計上されておりましたので、その採択を受けましたので、補正予算債が対象になりますので、この場合には

100%起債ができるということで有利なほうで100%を選択をいたしました。

今の国庫補助率の嵩上げの分と、もう一つ、豊浜小学校をこの12月補正予算に計上した理由が、まだはっきりしてませんでしたので、申し上げませんでしたけれども、これは国の1次補正予算の国庫補助対象となりましたので、公共投資臨時交付金、補助の残りの90%を交付金で別にくれると、公共投資臨時交付金に該当する可能性がございます。ただ、現時点では補正予算債は確実に起債が可能であるけれども、片や公共投資臨時交付金については、国のほうの事務手続が遅れておりますので、まだはっきりしておりませんでしたので、今回は公共投資臨時交付金は見送った上で、3月までにその辺のめどが立った場合は、借金をやめて公共投資臨時交付金をもらい、残りをまた起債するというような形に変更する可能性がございますので、そういうものもございまして、今回、12月補正予算にのせた理由の一つでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第55号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第57号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第58号 平成21年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 私は、議案第56号の関連なんですけど、今回のこの議案第56号に関しては給与の改定の組み替えということなので、これは了とするもので、別にこれに異議を唱えるものじゃございませんので、これに関連する質問で、議長のお許しがいただければしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀男君） 根本議員の発言を許可いたします。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。昨日も一般質問の中で質問して、その確認の意味も含めて、今回お聞きするんですが、厚生労働省は、今回4月から約2年間、保険料の上昇に伴い、何らかの抑制措置をするようにということで、広域連合には投げかけていると思いますが、各広域連合では一体どういう措置でその保険料値上げの抑制をしようとしているのか、わかる範囲で結構です。4月からですから、かなり期間はありますけども、もう既にそういった会合等は設けているのかなと思いますので、その点、ご説明願えればと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。抑制措置の関係でございますけれども、これにつき

ましては広域連合を初め、各市町村にも県を通じまして通知は来ております。その内容を見させていただきますと、内容的には繰越金を全額に近いような文言を使ってありましたけれども、全額を投入して保険料の抑制に努めてくださいと。また、これは多分、各広域連合によって対応が違いますけれども、各市町村からの補助金、こういうものの拠出要請が各市町村にあった場合については、特段の配慮を願いたいような内容でございました。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 国保会計なんですけど、59ページの歳入と60ページの歳出なんですけど、歳入で、まず、この12月補正の段階で国民健康保険税が6億9,000万4,000円から補正額がマイナス3,462万円というふうに、補正前の額から見ると5%の減額計上がされている。これは、どういう状況でこういうふうなことなのかということを知りたいし、5番目の療養給付費等交付金が補正前の額から見ると3,720万円の5割増なんです。これも同じく、どういう経緯でこうなるのかということと、その結果としてだと思んですけど、繰入金を2億4,600万円余りから3,250万円減額しているんですね。つまり、基金に戻しているということだと思んですけど、これはどういうことなのかということですね。

次の歳出なんですけど、後期高齢者支援金等が額としてはマイナス2,495万9,000円なんです。つまり、これだけ要らないということだと思んですけど、この辺の経緯について、説明を求めます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。個々の問題はございますけれども、今回、補正に至りました経緯につきまして、まずお話をさせていただきたいと思えます。従来ですと、年度所得がある程度確定数値に近いものが見込まれた段階で、本来ですと6月に私のほうといたしますれば、補正を上げる予定でございました。しかしながら、過去の議会でも、市長答弁にもございましたように、平成21年度におきましては、繰越金、また財政調整基金等で対応するという事で、基本的には税率の引き上げは行わないということで、議会でもご答弁申し上げたところでございますので、とりあえず6月の補正は見送り、ただし、税の概略的な試算をしましたところ、その当時では4,000万円ちょっとぐらいだったと思いますが、そのくらい足りなくなるであろうという見積もりは立てました。そうなりますと、その補てん財源をまずどうするかという問題が生じまして、そうなりますと、考えられますことが、先ほど歳出の段階で申しましたように、支援金等の歳出関係、また前期高齢者の交付金が5月ぐらいである程度、その年度の金額が確定しますので、まずそれを見て、なおかつ二、三千万円足りないという状況でございました。そうなりますと、今度は毎年恒例で国庫負担金の精算、また、先ほど議員ご指摘のありました療養給付費交付金の精算がございまして、この精算は9月の終わりをもちまして大体確定してくるという形になりましたので、その9月確定を待って、一番近い議会に上程をしてご審議をいただくということで、今回、この12月議会という形になってご提案申し上げているところでございます。

なお、個々の問題につきましては、まず保険税の問題につきましては、基本的には当初見込んだものよりも所得等が下がっていると。また、繰越金、滞納繰越分につきましては、不納欠損等で処理した影響があるということで、これにつきましては税務課のほうから私はそのように伺っているところでございます。

また、療養給付費等交付金につきましては、約3,000万円を超える金額ということで、これに

つきましては、平成20年度の精算を行う3月の段階で2,000万円を超えるレセプトが5カ月分、まとめて出てきまして、これが大分影響を与えて、結果的に平成20年度において支払っているものが多かったのであろうと、私は分析しておるわけでございますけれども、それらの影響もありまして、精算したところ、3,000万円を超える金額を、本来もらえるべきであったものがもらえなかったという状況で、今回、9月の確定を待つて補正予算に計上させていただいたということでございます。

次に、もともと当初予算のほうで繰越金、繰入金につきましては財源調整、不足する額をいかに補うかということで当初予算は計上させていただいておったところでございます。したがって、今回、税金、国保税の減額補正もあるわけでございますが、その他、歳出関係等を整理した上におきまして、その調整額といたしまして、今回、繰入金のほうも調整をさせていただいたと、そのような経緯でございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） そうすると、全体として国保会計においては、現時点では当初見込みよりも若干ゆとりが見られると、こういうふうな見方でいいのかどうか。私はそう見たんだが、いかがですか。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。当然、今後、医療費等の関係、どのような形で推移していくかということで、結果としてどのようになるかわからないところでありますが、現段階におきましては、当初と比較をいたしまして、繰入金、このように減額したのに関しては、ゆとりというよりも、その分、翌年度に対する財源となり得るということでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号ないし議案第57号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第58号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願、陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたからご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（高橋秀男君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月12日から12月17日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、12月12日から12月17日までの6日間、休会することに決しました。

散 会

○議長（高橋秀男君） 12月18日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時17分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第51号～議案第58号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第4号～請願第5号、陳情第2号～陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件